

財産分与における 将来の退職金の取扱いについて

弁護士 茶木 真理子

第1 はじめに

離婚の際の財産分与(民法766条)にあたり、争点の一つとなるのが、退職金の取扱いである。離婚時に既に支給を受けている退職金については、賃金の後払いと言われる性格から、清算的財産分与の対象となることで特に争いはない。しかし、離婚時点ではまだ支給を受けておらず、将来支給が予定されている退職金については、勤務先の倒産や支給制限事由¹により支給されるか否かは確実ではなく、また、一般的に退職事由によって支給される退職金の額が大きく異なることから、ただちに清算的財産分与の対象となるものではない。

この点、将来支給される退職金が清算的財産分与の対象財産となるかについては、「近い将来に受領し得る蓋然性が高い場合」には対象財産となし得ることで判例は確立していると言われている²。しかし、最近の実務では、定年退職がかなり先の場合も含めて、一般的に将来の退職金が分与対象財産に含まれることを認めているとの指摘もなされており³、いかなる場合が「近い将来に受領し得る蓋然性が高い場合」に該当するのかは判然としない。

また、将来の退職金が分与対象財産に含まれるとしても、いつの時点での退職金を清算の対象とするのか(現時点で退職した場合に支給される退職金を対象とするのか、将来定年退職した場合に支給される退職金を対象とするのか)、支払時期をどうするのか(離婚時に支払うとするのか、将来退職金を受給した時に支払うとするのか)といった問題の検討が必要である。これらの問題について、ある文献⁴では、過去(平成10年頃)の裁判例をもとに、①現時点で自己都合退職した場合に支給される退職金の額を基準とする方法、②将来定年退職した場合に支給されるであろう退職金の額を基準とし、将来の支給を条件として清算の対象とする方法、③将来定年退職した場合に支給されるであろう退職金の額を基準とし、それを現在の額に引き直す方法等があると整理されているところではある。しかし、近時の裁判

例がいかなる方法を採用しているのかを紹介する文献は少ない。

そこで、実務を行うにあたって参考とするために、財産分与における将来の退職金の取扱いについて、近時の裁判例を整理したうえで、上記で述べた幾つかの問題についての裁判例の傾向を検討することとしたい。

第2 近時の裁判例

近時の裁判例を対象とするため、過去15年間を目安とし、具体的には平成9年以降に、財産分与における将来の退職金の取扱いが争点となった裁判例計16件を末尾別表のとおり整理した。

第3 裁判例の検討

1 将来の退職金を財産分与の対象財産とするか

今回検討した別表の裁判例の中でも、1、4、6、7、8、12、14、15は、近い将来に受領し得る蓋然性が高いといえることを明確に理由として掲げ、将来の退職金を分与対象財産とすると判断している。他の裁判例も理由は明言はしていないものの、同様の基準に従って判断しているものと解された。

問題は、いかなる場合が「近い将来に受領し得る蓋然性が高い」といえるかであるが、今回検討した裁判例においては、定年退職までの期間、職種、勤務先の形態・規模・経営状態、退職金規程の存在等を考慮要素としていると思われた。特に重要視されているのが、定年退職までの期間と思われる、将来の退職金を分与対象財産とすることを認めた裁判例は全て、定年退職まで10年を切っているケースであった(3や13は定年退職までの期間が判決文からは明らかではないが、当事者の年齢や勤続年数からして、10年以内に定年退職を迎えるものと考えられた)。これに対し、分与対象財産とすることを否定した裁判例は2と9であるが、定年退職までの期間が2で15年以上、9も10年を超える(夫の年齢が40代後半と思われる。)というケースであった。よって、将来の退職金が分与対象財産となるかどうかについては、今回検討した結果によれば、定年退職までの期間が10年以内か、それとも10年を超えるのかという点を一つの目安と考えてもよいのではないだろうか⁵。

なお、分与対象財産とすることを否定した裁判例でも、将来の退職金の存在を全く考慮しないのではなく、扶養的財産分与の要素として考慮したり(2)、財産分与額を算出する際の一要素として考慮している(9)ことを指摘しておく。

- 2 いつの時点での退職金を清算の対象とするか
- (1) この点について別表の裁判例は、現時点(具体的には、別居時、口頭弁論終結時、離婚時等)で(自己都合)退職したと仮定した場合の退職金を対象とするもの(1、3、5、6、10、11、14、15)と、将来の定年退職時の退職金を対象とするもの(4、7、8、12、13、16)とに別れた。私見では、定年が間近に迫っているのであれば、現時点で(自己都合)退職した場合の退職金額を算定の基礎としているとの感覚があったが、今回検討した限りでは、当事者の職種や定年退職までの期間による傾向は特段見つけなかった。
- (2) 将来の定年退職時の退職金を清算の対象とする裁判例は、将来における様々な不確定要素(算定の基礎となる本俸の変動、退職事由の如何、退職手当の制度自体の変更等)を回避できるうえ、現時点で退職したと仮定した場合の退職金額が定年退職した場合の金額より相当低額になってしまうという問題もなくなるため、当事者の公平を図る意味からは望ましいとはいえる。ただし、8、16のように、結局、定年退職した場合の退職金額が現時点ではっきりしないという問題が残る場合には、判決の主文において例えば「受給した退職金額の●分の●を支払え」などと確定した金額の支払いを命じることができず、後の3の支払時期の所でも述べるように、支払時期が不確定であることに加え、金額まで確定しないこととなるため、強制執行がますます困難となる問題が生じる⁶。
- (3) また、将来の定年退職時の退職金を清算の対象とし、かつ支払時期を離婚時とする場合には、12のように、中間利息を控除するなどして現在の額に引き直す必要がある。12では、年5%という高率の中間利息を複利計算で控除している。なお、現在の額に引き直すにあたっては、中間利息の控除のみならず、勤務先の倒産や転職の可能性等の不確定要素(いわば危険率)をも考慮する必要があるとの指摘がなされている⁷。
- (4) 現時点で退職したと仮定した場合の退職金を対象とする立場でも、上記(2)で述べた問題があることを踏まえ、清算的財産分与では通常50%となる分与割合に変更を加えることで対応するものが多くあった。すなわち、定年退職

した場合には退職金の額が相当増額になることを考慮して分与の割合を50%を上回る割合とするもの(3、5、11)がある一方で、将来の退職までの不確定要素等を考慮して分与の割合を50%を下回る割合とするもの(6、7、10、14)があった。

- (5) このように、裁判例では、夫婦が協力して築いた財産をそれぞれの寄与度によって公平に分配するという清算的財産分与の趣旨を実現するために、審理の中で明らかになった将来における様々な不確定要素をできる限り考慮していると考えられた。よって、実務では、現時点又は定年時点での退職金額はもちろん、将来における不確定要素がある場合には、この点の主張立証も不可欠であると思われる。

3 退職金に由来する財産分与金の支払時期

退職金に由来する財産分与金の支払については、他の財産に由来する財産分与金の支払と分離し、支払時期を将来退職手当が支給されたときとするものが多かった。その理由をはっきりと述べているものは多くないものの、実際に退職金が支給されるのは将来であること(3、11)や、資金調達の不利益を強いることになること(11)を挙げているものがあった。他方で、支払時期を離婚時とするものは10、12のみであった。ただし、10は分与義務者名義の多額の預金があったケース、12は分与義務者名義のマンションの任意売却が可能であったケースであり、いずれも離婚時において分与義務者に資力があつたケースである。よって、このような特殊事情がない限りは、支払時期は将来退職手当が支給されたときとされることになると思われる。

しかし、支払時期を将来退職手当が支給されたときとすると、強制執行をするためには、分与権利者が離婚した配偶者(分与義務者)の退職時期を把握しなければならないことになるが、これには困難が予想される。そうすると、強制執行自体が困難となり、分与義務者の任意の履行に期待するほかなくなる。このため、分与権利者としては、調停や裁判上の和解では、将来の退職金に由来する財産分与金についても離婚時の清算を望むことになろう。ただし、かかる場合には、支払時期を将来退職手当が支給されたときとしている裁判例が多いことを考慮すると、中間利息が控除されるなど、金額が相当低額になることも覚悟しなければならないと思われる。

- 1 例えば、国家公務員の場合は、国家公務員退職手当法11条以下において、支給制限の規定がある。私企業でも、懲戒解雇の場合や禁固以上の刑に処せられて退職した場合に、退職金を支給しないとする例が多いと思われる。
- 2 二宮周平＝榊原富士子『離婚判例ガイド〔第2版〕』（有斐閣、2005年）95頁
- 3 山本拓「清算的分与に関する実務上の諸問題」家月62巻3号9-10頁
- 4 山本・前掲注釈3 10頁
- 5 二宮＝榊原・前掲295頁でも、「10年以上先であっても、公務員など勤務先によっては受領の蓋然性が高い場合がありうる」としており、10年を目安としていることがうかがえる。
- 6 判タ1272号218頁（4の裁判例の評釈）では、「本判決の主文においては、退職の事実と退職金手取額の支払の事実とが、民事執行法27条1項にいう「債権者の証明すべき事実」に当たると解されるから、同項に基づき、退職日及び退職金手取額を明記した条件成就執行文を付与すべきことになる。そして、債権者が退職日や退職金手取額を支払がされる前に知り、確実に財産分与の支払を受けるためには、退職前、条件未成就の間に仮差押えをすることが考えられる。」との指摘がなされている。
- 7 山本・前掲注釈3 22頁

番号	裁判所	出典	勤務先・地位	定年退職までの期間	将来の退職金を財産分与の対象財産とするか
1	東京家裁 平成22年6月23日 審判	家月63巻2号159頁	信用金庫	約5年	○ 夫は信用金庫に30年以上勤務していることが認められ、同金庫を退職した場合は退職金の支給を受ける蓋然性が高いといえることができる。
2	名古屋高裁 平成21年5月28日 判決	判時2069号50頁	私企業	15年以上	× 退職金のうち、同居期間に対応する部分は、本来、財産分与の対象となる夫婦共有財産というべきである。しかし、定年までに15年以上あることを考慮すると、退職金の受給の確実性は必ずしも明確ではなく、また別居時の価額を算出することもかなり困難である。 よって、退職金については、直接清算的財産分与の対象とはせず、扶養的財産分与の要素としてこれを斟酌するのが相当である。
3	広島高裁 平成19年4月17日 判決	家月59巻11号162頁	私企業？	数年？ (勤続32年)	○
4	大阪高裁 平成19年1月23日 判決	判タ1272号217頁	公的金融機関支店長	5年以内	○ 退職したときに、規程に基づく退職手当が支給されることには、ほぼ確実な見込がある。退職手当には勤労の対価の後払いの性質があり、妻が婚姻から別居までの期間、専業主婦として、勤務の継続に寄与してきたと認められることからすると、退職手当の支給額の一部を財産分与することが相当と認められる。

いつの時点での退職金を清算の対象とするか	分与の割合	退職金に由来する財産分与金の支払時期	その他
別居時に自己都合退職した場合の退職金額	50%	退職金を支給されたとき	
/	/	/	扶養的財産分与として、自宅マンションに妻の賃借権を設定するにあたり、退職金の存在を考慮している。
現時点で自己都合退職した場合の退職金額 将来定年により受給する退職手当額は、定年まで勤務することを前提として初めて受給できるものである上、支給制限事由に該当すれば退職手当を受給できず、また、退職の事由の如何によって受給できる退職手当の額には大きな差異があるから、現時点において、その存否及び内容が確定しているとは言い難く、定年時における退職手当受給額を現存する積極財産として財産分与の対象とすることはできない。ただし、自己都合により退職した場合でも退職手当を受給できる地位にあることは、実際に受給できるのが将来の退職時ではあるものの、これを現存する積極財産として財産分与の対象とするのが相当である。	50%を上回る額 (約1711万円のうち、950万円を分与)	退職手当を支給されたとき 退職手当は、退職時に支給されるものであるから、退職手当に由来する財産分与金の支払は将来退職手当を受給したときとするのが相当である。	
実際に支給される退職手当の額 実際に支給される退職手当の額は、本俸が変動することにより、あるいは退職事由の如何により、相当程度変動する可能性が残されている。規程では、自己都合退職の場合は、定年退職の場合の2分の1程度に減額される可能性もある。	50%	退職手当を支給されたとき	

番号	裁判所	出典	勤務先・地位	定年退職までの期間	将来の退職金を財産分与の対象財産とするか
5	広島家裁 平成18年11月12日 判決	家月59巻11号 175頁	3の原審	3の原審	○
6	神戸家裁尼崎支部 平成18年5月10日 判決	TKC25420916	4の原審	4の原審	○ 勤務先の統合による業務の縮小等も予想されることではあるが、現に勤務している職員が退職する際に退職金を受給できないということは想定し難く、退職金受給の蓋然性は高い。
7	東京地裁 平成17年4月27日 判決	判例秘06031697	学校法人	約9年	○ 退職金は、給料の後払的な性格を有する労働の対価であるから、離婚直後に配偶者が退職することなどが予測される場合においては、退職金を財産分与の対象に含めることに合理的理由が認められる場合がある。 本件では、夫が今後定年まで勤務し、現在の給料が変動しないと仮定した場合、退職金として約3506万円の支給を受ける旨の退職金支給規定があるから、夫が約9年間、現状のまま勤務を継続することにより、勤務先から退職金の支給を受ける蓋然性が高いと考えられる。
8	東京地裁 平成17年1月25日 判決	判例秘06030199	国家公務員	5年	○ 一般に退職金は、賃金の後払的性質があり、婚姻期間中の配偶者の協力がその取得に寄与しているというべきであるから、将来において退職金を受給する蓋然性が高いときは、夫婦の婚姻期間に対応した分を清算の対象とするのが相当である。 本件でも、夫は5年後に定年退職をする予定であり、かつ国家公務員であるという事情を考慮すると、将来において退職金を受給する蓋然性が高い。

いつの時点での退職金を清算の対象とするか	分与の割合	退職金に由来する財産分与金の支払時期	その他
<p>現時点で自己都合退職した場合の退職金額 将来定年により受給する退職手当額は、定年まで勤務することを前提として初めて受給できるものである上、支給制限事由に該当すれば退職手当を受給できず、また、退職の事由の如何によって受給できる退職手当の額には大きな差異があるから、現時点において、その存否及び内容が確定しているとは言いがたく、定年時における退職手当受給額を現存する積極財産として財産分与の対象とすることはできない。ただし、自己都合により退職した場合でも退職手当を受給できる地位にあることは、実際に受給できるのが将来の退職時ではあるものの、これを現存する積極財産として財産分与の対象とするのが相当である。</p>	<p>50%を上回る額 (約1711万円のうち、950万円を分与) 退職手当の支給率は、自己都合退職の場合よりも定年退職の場合の方が高くなっており、定年まで勤務したときに受給できる退職金額は、現時点において自己都合により退職したときに受給できる退職手当額と比べて相当増額となることが見込まれる。よって、退職手当に関して支払うべき財産分与の額を定めるにあたっては、民法768条3項所定の「その他一切の事情」としてこれを考慮する。</p>	<p>退職手当を支給されたとき</p>	
<p>別居時に自己都合退職した場合の退職金額 現在自己都合退職により退職した場合でも、退職手当を受給できる地位にあることから、それを実際に受給できるのが将来の退職時においてではあるものの、これを現存する積極財産として財産分与の対象財産に加えるべきである。</p>	<p>50%から2割減額した額 勤務先をめぐる政治的財政的情勢からうかがわれる退職金の額の不安定要素や、実際の本俸も減額されていることなどを考慮する。</p>	<p>退職金を支給されたとき</p>	
<p>将来定年退職したときに支払いを受ける退職金額</p>	<p>30% 夫において婚姻関係破綻後約12年間に亘り、勤務を継続して定年までの労働関係を維持継続することにより初めて約3506万円の退職金を取得することが可能なことなどを考慮する。</p>	<p>退職金の支払いを受けたとき</p>	
<p>実際に支給を受ける退職金額 分与の方法としては、現在の価値に引き直して支払う方法も考えられるが、被告の現在の資力が夫婦共有財産のみであることを考慮すると将来受給したときにおいて、勤続年数38年のうち別居期間に至るまでの婚姻期間である16年間に相当する分を対象とするのが相当である。</p>	<p>50%</p>	<p>退職手当を支給されたとき</p>	<p>判決主文は「国から退職手当を受給したときは、退職手当から公租公課を控除した残額の19分の4を支払え。」とされている。</p>

番号	裁判所	出典	勤務先・地位	定年退職までの期間	将来の退職金を財産分与の対象財産とするか
9	東京地裁 平成16年5月28日 判決	判例秘05932292	私企業	不明(ただし、 夫は昭和33年 生まれである。)	× 夫が現時点で勤務先を退職すれば、相当額の退職金が支給されるが、実際に被告に近い将来に同社を退職する蓋然性が高いとはいえないので、将来の退職時期・支給額等の不明確なまま、退職金を清算の財産分与の対象とすることはできない。 夫の退職金は、潜在的な共同財産として財産分与額を算出する一要素として考慮する。
10	東京地裁 平成15年4月16日 判決	判例秘05831633	私企業	約7年	○ 退職金は、賃金の後払としての性格があるものであり、被告が取得する退職金には原告が夫婦としての共同生活を営んでいた際の貢献が反映されていると見るべきであるから、退職金自体が財産分与の対象となるというべきである。そして、将来支給される退職金であっても、その事情は異なる。
11	名古屋高裁 平成12年12月20日 判決	判タ1095号233頁	国家公務員 (税務職員)	約8年	○ 現在自己都合により退職した場合でも、約1632万円の退職手当を受給できる法的地位にあるのであるから、妻の協力に対応した範囲で財産分与算定の基礎財産に加えるのが相当であり、これを加えないとした場合にはかえって財産分与制度の趣旨に反して、公平を失する結果となる。
12	東京地裁 平成11年9月3日 判決	判時1700号79頁	私企業	6年	○ 将来退職金を受け取れる蓋然性が高い場合には、将来受給するであろう退職金であっても清算の対象とすることができる。 夫が現在の勤務先の会社に6年後の定年時まで勤務し、退職金の支給を受けるであろう蓋然性は十分に認められる。

いつの時点での退職金を清算の対象とするか	分与の割合	退職金に由来する財産分与金の支払時期	その他
/	/	/	
<p>離婚時において退職すれば支給されるであろう退職金額 定年退職まで約7年を残しており、定年退職による退職金相当額を取得する蓋然性が相当高いとしても、必ずしも確実であるとはいえず、これを基準として退職金の財産分与の額を算定するのは相当ではない。</p>	<p>40% 本件に顕れた一切の事情を総合考慮すると、妻の寄与の程度は概ね4割程度である。</p>	<p>離婚時 退職金は実際には現時点ではなく、将来支給されるものであるから、中間利息の控除が問題となるが、こういった事情は財産分与の配分割合の判断にあたって斟酌する。</p>	
<p>現在自己都合により退職したときに受給できる金額 現在自己都合により退職した場合でも退職手当を受給できる地位にあることは、それを実際に受給できるのが将来の退職時においてではあるものの、これを現存する積極財産として財産分与算定の基礎財産に加えるべきものである。</p>	<p>50%を上回る額 (約907万円のうち、550万円を分与) 将来定年退職した時に受給できる退職手当額のうち別居までの婚姻期間に対応する額は、現在自己都合により退職したときに受給できる退職手当額のうち婚姻期間分に対応する額に比べて相当に増額となる関係にあるので、このことは、民法766条3項の「その他一切の事情」として、夫が退職手当を受領するときに妻に対して支払うべき財産分与の額を定めるにあたって、これを考慮する。</p>	<p>退職手当を支給されたとき 夫への退職手当給付は、夫の退職時になされるものであるから、国家公務員法退職手当法における支給制限事由が存在していること、さらには、将来退職したときに受給する退職手当を離婚時に現実に清算させることとしたときには、夫にその支払のための資金調達の不利益を強いることにもなりかねない。</p>	
<p>将来退職したときに受給する退職金額 そして、このうち夫婦の婚姻期間に対応する分を算出し、ここから中間利息(年5%)を複利計算で控除して現在の額に引き直したうえ、清算の対象とする。</p>	<p>50%</p>	<p>離婚時</p>	

番号	裁判所	出典	勤務先・地位	定年退職までの期間	将来の退職金を財産分与の対象財産とするか
13	東京高裁 平成10年3月18日 判決	判時1690号66頁	学校法人 理事	不明(ただし、 夫は明治44年 生まれである。)	○
14	東京高裁 平成10年3月13日 決定	家月50巻11号81頁	私企業	約7年	○ 将来支給を受ける退職金であっても、その支給を受ける高度の蓋然性が認められるときには、これを財産分与の対象とすることができるものと解するのが相当である。夫の勤務する企業の規模等に照らして、夫が退職時に退職金の支給を受けることはほぼ確実である。
15	水戸家裁 竜ヶ崎支部 平成9年10月7日 審判	家月50巻11号86頁	14の原審	14の原審	○ 将来支給されることがほぼ確実である退職金は、賃金の後払い的な性格が強いものと考えられ、退職金に関しては妻にも何らかの権利があるといわざるを得ないというべきである。
16	横浜地裁 平成9年1月22日 判決	判時1618号109頁	13の原審	13の原審	○ 将来原告が取得する退職金は共有財産である。

いつの時点での退職金を清算の対象とするか	分与の割合	退職金に由来する財産分与金の支払時期	その他
<p>将来退職したときの退職金額 夫が理事を退任した場合には、退職金としておよそ2191万円を支給されると認められるから、その約2分の1に相当する金額を支払うべきである。</p>	<p>50%</p>	<p>退職金の支払いを受けたとき</p>	
<p>離婚時に相手方が任意に退職した場合の退職金額</p>	<p>40% 退職金が仮に離婚前に支給されていたとしても、その全額が離婚時まで残存しているとは限らないし(何らかの消費的支出に充てられる可能性がある。)、夫が支給を受ける退職金について、妻の寄与率を夫と同一と見るのは妥当ではない。よって、退職金についての妻の寄与率を4割とするのが相当である。</p>	<p>退職金を支給されたとき</p>	
<p>離婚時に相手方が任意に退職した場合の退職金額</p>	<p>50%</p>	<p>退職金の支払いを受けたとき</p>	
<p>将来退職したときの退職金額 退職金を確実に取得できるかは未確定であり、その額は確定されていないから、現時点では確定金額の支払いを命じることは相当ではない。</p>	<p>50%</p>	<p>退職金を受領したとき</p>	<p>判決主文は「将来退職金を受領したとき、その受領金額の2分の1を支払え」とされている。</p>